# 内閣府の主管又は所管に係る一般会計及び特別会計の歳入について証券をもって納付しうる種目を定める内閣府令 （昭和三十四年総理府令第四十八号）

内閣府の主管又は所管に係る一般会計及び特別会計の歳入は、別段の定めのあるものを除き、証券をもつて納付することができる。

# 附　則

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四三年五月八日総理府令第二四号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年八月一四日総理府令第八八号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。